

「新規」「認定対象外」「認定の対象とするが、近々全国展開する」特例措置一覧

	新規※1		認定対象外とする特例措置※2		認定の対象とするが、近々全国展開するとの注意喚起を行う特例措置※3	
	措置番号	措置の名称	措置番号	措置の名称	措置番号	措置の名称
01警察庁						
02人事院						
03金融庁						
04総務省						
05法務省						
06外務省						
07財務省						
08文部科学省						
09厚生労働省					934	指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業 ※4
10農林水産省			1013	農業関連事業普及指導員任用事業		
11経済産業省						
12国土交通省						
13環境省						
20内閣府						

※1 この特例措置については、「構造改革特別区域基本方針」別表1に当該特例措置が新たに追加されたため、今後活用することができるようになったものです。

※2 この特例措置については、全国展開されるため認定対象外とするものです。

※3 この特例措置については、近々全国展開される予定です。ただし、全国展開されるまではこの特例措置を活用した計画の申請・実施をすることが可能です。

※4 この特例措置については、平成28年度中を目途に全国展開を予定しています。